

第45回健康・医療戦略 推進専門調査会	参考資料
令和7年11月5日	1

平成二十六年政令第二百五号

健康・医療戦略推進本部令

内閣は、健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門調査会）

第一条 健康・医療戦略推進本部（次条において「本部」という。）は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査会の委員は、非常勤とする。

4 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

（本部の運営）

第二条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、健康・医療戦略推進本部長が本部に諮って定める。

附 則

この政令は、健康・医療戦略推進法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年六月十日）から施行する。

健康・医療戦略推進専門調査会の設置について

平成 26 年 6 月 10 日
健康・医療戦略推進本部決定
令 和 3 年 4 月 6 日
一 部 改 正

1. 健康・医療戦略推進本部令（平成 26 年政令第 205 号）第 1 条の規定に基づき、健康・医療戦略推進法第 21 条に規定される所掌事務のうち、医療分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進に係る専門的な事項の調査のため、専門調査会を設置する。
2. 専門調査会の委員は、医療分野の研究開発に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3. 専門調査会の座長は、委員の中から本部長が指名する。
4. 座長は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
5. 専門調査会の庶務は、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣府健康・医療戦略推進事務局において処理する。
6. 前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は座長が定める。
7. 「健康・医療戦略推進本部（平成 25 年 8 月 2 日閣議決定）」が廃止されたことにともない、廃止前の「医療分野の研究開発に関する専門調査会（平成 25 年 8 月 8 日健康・医療戦略推進本部決定）」がこれまで決定した事項及び検討した事項等については、専門調査会に引き継がれるものとする。

健康・医療戦略推進専門調査会運営規則

令和3年5月18日
健康・医療戦略推進専門調査会座長決定

「健康・医療戦略推進専門調査会の設置について」（平成26年6月10日健康・医療戦略推進本部決定）第6項の規定に基づき、健康・医療戦略推進専門調査会運営規則を次のように定める。

（総則）

第1条 健康・医療戦略推進専門調査会（以下「専門調査会」という。）の議事の手続その他専門調査会の運営に関し必要な事項は、健康・医療戦略推進本部令（平成26年政令第205号）及び「健康・医療戦略推進専門調査会の設置について」に規定するもののほか、この規則に定めるところによる。

（会議）

第2条 専門調査会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議を招集しようとするときは、事務局を通じて、委員に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 3 会議の出席には、会議の開催場所への参集のほか、ウェブ会議システム等を利用した会議への参加を含めるものとする。
- 4 座長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。
- 5 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（委員以外の者の出席）

第3条 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（会議の公開）

第4条 会議は、原則として、公開とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事概要等の公開）

第5条 座長は、議事の経過について、会議に出席した委員等の確認を得て議事概要を作成するものとする。

- 2 会議における議事概要及び配布資料は、原則として公開とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、議事概要及び配布資料の一部又は全部を非公開とする

ことができる。

(その他)

第6条 「健康・医療戦略推進専門調査会の設置について」第7項の規定により専門調査会に引き継がれるものとされた「医療分野の研究開発に関する専門調査会の運営について」は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年5月18日から施行する。